

国立大学法人大分大学事務組織規程

平成20年7月1日全部改正
平成20年規程第74号

国立大学法人大分大学事務組織規程（平成16年規程第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第14条の2第2項の規定により、事務組織について必要な事項を定める。

（監査室）

第1条の2 監査室は、法人における内部監査計画を企画立案し、及び実施する。
2 監査室に、室長のほか、必要に応じて副室長、係長、主任その他の職員を置く。

（事務局）

第2条 事務局は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の業務の実施に関し必要な事務を処理する。

（事務局の部の配置）

第3条 事務局に総務部、研究推進部、財務部、学生支援部及び医学・病院事務部を置く。
2 事務局に教育学部事務部、経済学部事務部、理工学部事務部及び福祉健康科学部事務部（以下「学部事務部」という。）を置く。

（部に置く課）

第4条 総務部に総務課、企画課及び人事課を置く。
2 研究推進部に研究推進課、産学連携課及び学術情報課を置く。
3 財務部に財務企画課、経理課、施設企画課及び施設管理課を置く。
4 学生支援部に教育支援課、学生・留学生支援課及び入試課を置く。
5 医学・病院事務部に総務課、経営戦略課、学務課及び医事課を置く。

（課及び学部事務部に置く室の配置）

第5条 総務部総務課に基金室を置く。
2 総務部人事課に業務支援室を置く。
3 研究推進部学術情報課に医学図書館事務室及び情報化推進室を置く。
4 財務部経理課に挾間調達室を置く。
5 学生支援部学生・留学生支援課にキャリア支援室を置く。
6 医学・病院事務部医事課に診療情報管理支援室、栄養管理室及びドクターズクラーク室を置く。
7 教育学部事務部に附属学校事務室を置く。

（係等の配置）

第6条 事務局の課、室及び学部事務部（以下「課等」という。）に必要なに応じて係又はグループ等を置く。

（職員の配置）

第7条 事務局に次のとおり職員を配置する。
(1) 事務局に事務局長を置き、事務局長は、学長の命を受け、理事の業務遂行を補佐するとともに、事務局各部及び各課等の連絡調整を行う。
(2) 第3条第1項に規定する部にそれぞれ部長を置き、必要に応じて次長又は調整役を置く。

- (3) 第4条に規定する課にそれぞれ課長を置き，必要に応じて副課長を置く。
- (4) 学部事務部にそれぞれ事務長を置き，必要に応じて事務長補佐を置く。
- (5) 第5条に規定する室にそれぞれ室長を置き，必要に応じて副室長を置く。
- (6) 課等に専門員，専門職員，主査又は係長を置き，必要に応じて主任を置く。
- (7) 前各号に規定する職員のほか，必要に応じて事務職員（図書系事務職員を含む。），技術職員，技能職員及び労務職員を置く。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか，事務組織について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は，平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第63号）

この規程は，平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第22号）

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第45号）

この規程は，平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第27号）

この規程は，平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第58号）

この規程は，平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第115号）

この規程は，平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第23号）

この規程は，平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第16号）

この規程は，平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第8号）

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第11号）

この規程は，平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第41号）

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第5号）

この規程は，令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は，令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第13号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第45号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第2号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第15号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。